

第3号様式(2)-② (簡易型I型・共同企業体発注)

与那国町一般競争入札公告第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、再々度、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月15日

与那国町長 上地 常夫

1 工事概要

(1)	工 事 名	与那国町複合庁舎及び特定臨時避難施設新築工事（建築・機械）		
(2)	工 事 場 所	与那国町内		
(3)	工 事 種	建築一式工事及び管工事		
(4)	工 事 内 容	建築工事及び衛生設備工事（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）		
(5)	工 期	与那国町議会の議決日の翌日から令和10年3月31日まで		
(6)	入 札 方 式	施工確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。品質確保のための体制などを確認し、施工内容を実現に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。		
(7)	総合評価の適用方式	簡易型I型	(8) 発 注 形 態	特定般建設工事共同企業体（JV）発注
(9)	資 格 審 査 方 法	事後審査（自己評価）型		
(10)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）	○	リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。
		○	議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき与那国町議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、与那国町議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
			準備手続（予算成立前）	※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の關係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続（交付決定前）	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の關係上、入札を延期又は中止する場合がある。
			準備手続（繰越承認前）	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続の關係上、入札を延期する場合がある。
		○	債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事であり、ゼロ債務負担行為工事ではない。（ゼロ債務負担行為工事とは、2年度間に渡る当初工期で、初年度の支払限度額がゼロ）
			ゼロ債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事であり、ゼロ債務負担行為工事である。（ゼロ債務負担行為工事とは、2年度間に渡る当初工期で、初年度の支払限度額がゼロ）
			技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文3イ(2)及び入札説明書1(1)ウを参照のこと。
(11)	適用する労務単価	令和8年4月労務単価		
		※本工事は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。		
(12)	本工事に係る設計業務等の受託者	株式会社国建・総合設計玉城 設計共同体		
(13)	その他 （右表のうち、○印を付した要件を満たす。）	○	週休2日促進工事	※本工事は、週休2日の取組を推進するための促進工事である。詳細は、現場説明書参照のこと。
			発注者指定型	※本工事は、ICT活用工事（○○□）の対象工事である。
			施工者希望型	※本工事は、施工者の希望により、ICT活用工事を実施するものとする。
			難工事指定試行工事	※本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価するための試行工事である。詳細は、特記仕様書及び総合評価方式の運用等を参照のこと。
			建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事	※本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。詳細は、特記仕様書及び沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領による。

	発注者指定型	※本工事は、BIM/CIM適用工事の対象工事である。
	受注者希望型	※本工事は、施工者の希望により、BIM/CIM適用工事を実施するものとする。
	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	※本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象である。 総合評価方式における評価の担保として、受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う。 詳細は、入札説明書、特記仕様書及び沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

(1)	2 社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資比率は、30%以上でなければならない。

3 入札参加資格 次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	建築工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に与那国町の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和59年与那国町訓令第16号）による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2)	等 級	代表構成員 ー その他構成員 特A等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	令和8・9年度	
(4)	許可区分	代表構成員 特定建設業 その他構成員 特定建設業	
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	施工計画が適正であること。		
(8)	自己評価表（別記様式1）の提出期限日から落札決定日までの期間に、本町の指名停止措置を受けていないこと。		
(9)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役 （iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までは掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		

(10)	原則として、上記1～(12)に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。	
	ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (7) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (8) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。 (7) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (8) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (9) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	
	(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、与那国町発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
(12)	取 扱 件 数	・該当なし

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	施工実績	対 象 期 間	自 平成28年4月1日 至 令和8年7月30日		左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。	
		対 象 工 事	【同一工種（建築一式工事）】 延床面積5,000㎡以上の庁舎等の新築工事			
		備 考	共同企業体の取扱い、以下のとおりとする。 ア 特定JV又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)の構成員としての施工実績は、出資比率30%以上のものに限り対象とする。 イ 経常JVとして参加する場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績がない場合は、代表者の施工実績を対象とする。			
(2)	配置予定技術者	資 格 区 分	1級建築士、1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの	・左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。		
		備 考	ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。			
(3)	その他の条件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○ 地域要件	(7) 沖縄県内	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。		
			(イ) 比たる営業所又は従たる営業所			
		経営事項審査評定値	(7) 建築一式工事	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。		
			(イ)			
		赤土等流出防止対策施工実績	対 象 期 間	自 令和5年4月1日 至 令和8年6月5日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。	
備 考	県発注工事及びJV構成員としての実績の扱いは、3-イ-(1)備考に準ずる。					

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	配置予定技術者	資格区分	1級建築施工管理技士、1級建築士のいずれかの資格を有するもの		・左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。
		備考	ア 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 イ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。		
(2)	その他の条件 （右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）	○	地域要件	(7) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
			経営審査事項評定値	(7) 建築一式工事 (イ)	申請期限日現在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。

4 入札手続等

(1) 入札手続	紙入札	紙入札に基づく所要の手続を経ること。			
(2) 設計図書の配布	期 間	公告日 ～ 令和8年7月29日			
	配 布 方 法	与那国町ホームページ入札契約情報からダウンロード			
	問い合わせ先	与那国町総務課 担当：東浜 電話： 0980-87-2241			
(3) 審査に係る 自己評価表の提出	提 出 期 間	公告日 ～ 令和8年7月30日 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			
	提 出 先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 電話：0980-87-2241	提出 部数	1部	
	提 出 方 法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。			
	提 出 資 料	・自己評価表（別記様式1） ※入札参加資格確認申請書（別記様式1-1から別記様式1-3）（以下「申請書」という。）、 入札参加資格確認資料（別記様式2から別記様式9）（以下「確認資料」という。）並びに 申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、4-(5)により 後日提出すること。 ※自己評価表、申請書、確認資料及び証明資料（以下「申請書等」という。）の作成方法に ついては、入札説明書による。			
(4) 共同企業体資格審査 申請書等の提出	提 出 期 間	上記4-(3)に同じ			
	提 出 先				
	提 出 方 法				
	提 出 資 料	与那国町特定建設工事共同企業体取扱要領に規定する、 ・特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） ・特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） ・委任状			

(5) 入札期日等	持参による場合 (紙入札)	持参日時	令和8年8月7日(金) 11:00		
		持参場所	与那国町役場 2階会議室		
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
	工事費内訳書の提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式自由)を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。			
	紙入札時の注意事項	(1) 工事費内訳書は、上記の入札締切日時までに、総務課へ提出すること。 提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。 (4) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。			
(6) 入札の辞退等	自己評価書の提出後、都合により入札を辞退する場合、紙入札業者については入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を提出すること。 また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに8-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「与那国町における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。				
(7) 開札日時	令和8年8月7日(金) 11:10				
(8) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウまでの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)から3者を落札候補者とし、当該候補者から申請書等の提出を受けた上で、入札参加資格の確認(以下「事後審査」という。)を行う。 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ 評価値が基準評価値(基礎点を予定価格で除した数値)を下回らないこと。 ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 事後審査は、申請書等の提出を求めた者すべてについて行う。事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料不備等により評価値の減点があり落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。				
(9) 申請書等の提出	開札後、落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を発行し、以下のとおり証明資料の提出を求める。提出期限までに証明資料を提出しない者は、無効とする。 なお、当初証明資料の提出を依頼された者以外の者について審査の必要が生じた場合、証明資料の提出期限は該当者あて別途通知する。				
	通 知 日	令和8年8月7日(金) 17:00 まで(予定) 書面(電送)で通知する。			
	提 出 期 限	令和8年8月12日(水) 17:00			
	提 出 先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当; 東浜 電話: 0980-87-2241 メール: yasukuni-a@town.yonaguni.lg.jp		提出部数	2部
	提 出 方 法	持参又は郵送又は電送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)			

(10) 低入札価格調査 制度に基づく ヒアリングの実施	申請書等の提出を依頼された者のうち、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下「追加資料」という。）の提出を求め、ヒアリングを実施する。 申請書等及び追加資料の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、「追加資料提出辞退届」を提出すること。 なお、低入札調査基準価格以上の入札を行った者については、ヒアリングを実施しない。			
	提出依頼	開札後、 令和8年8月7日 17:00 （予定） までに対象業者あて連絡する。		
	追加資料	・「追加資料様式（エクセル）」 ・「追加資料作成要領(PDF)」 ※ 与那国町HP（入札契約情報）からダウンロード 掲載は後日、アップします		
	提出期限	令和8年8月12日（水）17:00		
	提出先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話：0980-87-2241 メール： yasukuni-a@town.yonaguni.lg.jp	提出部数	2部
	提出方法	持参又は郵送又は電送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。。		
	ヒアリング 期 間	自 令和8年8月14日 至 令和8年8月14日	ヒアリング 場 所	オンラインで実施する
	そ の 他	ヒアリング日時は、追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。		
(11) 入札参加資格の確認 結果の通知	入札参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに連絡する。 令和8年8月12日 （水）（予定）			
(12) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有していると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。			
(13) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等及び追加資料ともに受け付けない。 イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。 ウ 一旦提出した追加資料の修正等は認めない。 エ 提出期限後に書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は入札参加資格なしとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としない又は評価を下方修正をすることがある。 オ 申請書等又は追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 カ 4-(10)のヒアリング実施に当たり、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 キ 提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 ク 申請書等及び追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 ケ 契約担当者は、入札参加資格及び施工体制の確認のため以外に、提出された申請書等及び追加資料を使用しない。			

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、総合評価方式の運用のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書 1-(1)のとおり。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否		免除（与那国町財務規則第102条第1項第2号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を町に納付しなければならない。
		○	以下により納付の必要あり（与那国町財務規則第102条）
	入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2)入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
	入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和8年8月7日（金） 11:00
		提出先	与那国町役場 総務課 電話：0980-82-2241
		提出方法	※事前に電話連絡すること （与那国町が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書（写）を提出すること。）
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期限	令和8年8月7日（金） 11:00
		提出先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課
		提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
		その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、与那国町財務規則第21条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。		

7 その他の事項

(1) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「与那国町競争入札心得」、「建設工事請負契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。
(2) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(3) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。 (3) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(4) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事で、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、監理技術者とは別に3に定める要件と同一の要件を満たす技術者を1名、専任で現場に配置すること。施工中、当該技術者は監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。 なお、当該技術者に係る氏名その他必要な事項について、追加資料（様式5）にて報告し、資格要件を証明する資料を添付すること。
(5) 火災保険等の要否	要
(6) 支払条件	前 金 払 各会計年度出来高予定額の40%以内（債務負担行為工事等における契約締結年度での支払予定・有） 部 分 払 「当該建設工事請負契約書」に基づく回数
(7) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関する事	問い合わせ先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話：0980-87-2241
(2) 審査に係る提出資料に関する事	問い合わせ先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話：0980-87-2241
(3) 現場説明事項及び設計図書に関する事	以下の方法により書面で行う。	
	問い合わせ先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話：0980-87-2241
	質問書提出先	〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話：0980-87-2241 メール： yasukuni-a@town.yonaguni.lg.jp
	提出期間	公告日～ 令和8年7月29日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	電送（FAX又はメール）又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び与那国町HP入札情報に掲載する。
	期間	回答日～ 令和8年7月31日（金） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

9 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
	提出期限 「競争入札参加資格確認結果」の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先 与那国町役場 総務課 担当；東浜
	提出方法 苦情申立書（様式；任意）を持参
(2) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
	提出期限 落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先 与那国町役場 総務課 担当；東浜
	提出方法 苦情申立書（様式；任意）を持参
(3) 再苦情申立て	上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（様式；任意）により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、与那国町一般競争入札参加資格化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 与那国町役場 総務課 担当；東浜 受付時間： 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 与那国町役場 総務課 担当；東浜 電話 0980-87-2241